

上場会社・各都道府県の主要企業の代表者 各位

「ホワイト物流」推進運動への参加のお願い

国土交通省・経済産業省・農林水産省

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業は、他業種の労働者と比べて長時間労働・低賃金の実態にあり、ドライバー不足が深刻な状況となっております。

最近では、長時間の拘束等を理由に配送業務撤退の要請、宅配便の配達指定時間帯の縮小、関東・関西方面へ輸送する農産品集荷の1日前倒し、日曜日の集荷・配達中止などが既に生じており、経済活動や国民生活そのものに大きな影響を及ぼしつつあります。

また、令和6年度より、年960時間の時間外労働の上限規制が適用されることとなっており、長時間労働や低賃金を是正するための取引の適正化やドライバー一人あたりの生産性を向上するためのサプライチェーンの抜本的見直しを行わなければ、製造業、小売業、建設業、流通業などの企業活動を現状の水準で維持することは困難となることが予見されます。

このような状況の中、安定的な物流を確保していくためには、労働生産性の向上等を図り、トラック事業者と荷主が一体となって働き方改革を進めていくことが必要不可欠であることから、昨年3月よりこれら関係者が一体となって取組む「ホワイト物流」推進運動を展開しているところで

令和元年7月の貨物自動車運送事業法の改正では、トラック事業者が法令遵守できるよう荷主の配慮義務の新設や、荷主勧告を行った場合に当該荷主の公表を行う旨が明記されるなど、トラックドライバーの労働環境の改善等は、物流事業者のみならず、サプライチェーンに関わるあらゆる関係者が一体となって、働き方改革と生産性向上を進めていくことが必要不可欠であると考えております。

このような取り組みを先駆けて行い、生産性の向上を図ることは、貴社の競争力の向上にもつながるのみならず、SDGsの実現に向けた姿勢を表現する一つの機会であると考えられます。このような考え方の下、既に866件（2月末時点）の企業、事業所から参加の意向が示され、自主行動宣言の提出を頂いたところで

つきましては、貴社におかれましても、トラックドライバーの労働環境改善や生産性向上等に向けた具体的な取組についてご検討いただくとともに、裏面を参照の上、「ホワイト物流」推進運動への参加をあらためてお願い申し上げます。

【担当】

国土交通省自動車局貨物課
経済産業省商務・サービスグループ物流企画室
農林水産省食料産業局食品流通課

～「ホワイト物流」推進運動に、ご参加下さい～

1. 「ホワイト物流」推進運動とは

- 深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、
 - ・トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
 - ・女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動です。
- 物流の改善に向けては、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、実現することが大切です。

2. 運動への参加方法は

- 運動の趣旨に賛同して頂くとともに、下記の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。（賛同企業名等は公表します。）
 - (取組方針)
 - ・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。
 - (法令遵守への配慮)
 - ・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。
 - (契約内容の明確化・遵守)
 - ・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。
- 運動への詳しい参加方法や説明会の開催日程等については、ポータルサイトをご参照下さい。

「ホワイト物流」ポータルサイト：<http://white-logistics-movement.jp>



3. 運動に参加するメリットは

- ①業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上
 - ②物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
 - ③事業活動に必要な物流を安定的に確保
 - ④企業の社会的責任の遂行 等
- といった効果が期待できます。また、優良な取組は、ポータルサイトにて紹介させていただきます。

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 「ホワイト物流」推進運動担当
電話：03-5253-8575（直通）